

静岡県高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な信号機等の基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年7月28日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第27号

静岡県高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な信号機等の基準を定める条例の一部を改正する条例

静岡県高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な信号機等の基準を定める条例（平成24年静岡県条例第46号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(信号機に関する基準)</p> <p>第2条 信号機に関する法第36条第2項に規定する基準は、当該信号機が、次に掲げる信号機であること又は当該信号機を設置する場所において次に掲げる信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であることとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 交差点において他の信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であって、歩行者用青信号に従って歩行者又は自転車が道路を横断することができる場合において、当該信号機及び当該他の信号機のいずれもが、車両（当該交差点において既に左折又は右折しているものを除く。）が当該道路を通行することができることとなる信号を表示しないもの</p>	<p>(信号機に関する基準)</p> <p>第2条 信号機に関する法第36条第2項に規定する基準は、当該信号機が、次に掲げる信号機であること又は当該信号機を設置する場所において次に掲げる信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であることとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 交差点において他の信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であって、歩行者用青信号に従って歩行者及び遠隔操作型小型車（遠隔操作により道路を通行しているものに限る。）又は特定小型原動機付自転車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第17条第3項に規定する特定小型原動機付自転車をいう。）及び自転車が道路を横断することができる場合において、当該信号機及び当該他の信号機のいずれもが、車両（当該交差点において既に左折又は右折しているものを除く。）が当該道路を通行することができることとなる信号を表示しないもの</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。